

リサイクル通信

2003.8月

今年はずいぶん梅雨がながなが明けず、はつきりしない天気が続いていますが、リサイクルをめぐる状況は廃棄物処理法の改正案が通常国会を通過し、これから条例、施行令の制定へと、正にこれから「真夏」といった状況となっています。鉄の市況もヒート気味です。



埼玉県所沢市林1-306-7
042-947-8870

金属リサイクルレポート

鉄スクラップのマーケットは、輸出市況の値上がり、東京製鉄(株)が国内スクラップの手当てに積極対応している事、新日鐵(株)が購入量を大幅に増やした事もあり、マーケットは引き締まっています。しかし、一方では東京電力の電力問題もあり、各メーカーがどこまで生産できるのか、関東マーケットは、不安要因

も残っています。

一方、中国を始めとする東南アジア諸国の需要は旺盛で、自給率の上がりつつある韓国ですら、海外のスクラップを輸入しています。台湾なども1万トンクラスの船でアメリカやロシアのスクラップなどを積極的に購入しています。日本のスクラップも1000〜5000トンの船で積極的に輸出されています。

産業廃棄物レポート

旧来の法律では、排出事業者は、自らの責任において適正な処理を行う事とされています。ですから、中間処理業者に委託した時点で、責任は産廃業者に移行してしました。その為、「安かろう悪かろう」といった、業者が横行しており、不法投棄を始めとする不適正処理が無くなりませんでした。しかし、2000年の改正において、拡大排出事業者責任の定義が導入され、廃棄物の発生から、最終処分までが、排出事業者の責任と大幅な定義変更が行われました。この時の改正からマニフエストには、E票が追加になり、排出事業者は、契約の締結はもとより、マニフエスト管理までと、大幅に管理業務が増える事となりました。この定義は、法律改正以前まで遡る事があり、某物流会社の事件は記憶に新しい所です。そして、今回の改正で、法人の罰則は、1億円と大幅に引き上げられ、今や廃棄物管理は、企業のブランドイメージ

の維持のみではなく、企業の経営リスクにまで及ぶものとなってきました。しかし、廃棄物処理は、法、条例、施行令以外にも通達や、県による解釈の違いなど複雑化しており、一筋縄ではいかないのが現状です。常に情報を収集し、分析する事が欠かせません。

トレンド・トピックス

最近の携帯電話の進歩は著しい。ドコモのFOMAは、いよいよアウトルックとデータシンクロ(同期)が出来るようになるそうである。パソコンに入力したスケジュールや、アドレス帳を携帯電話に転送して持ち歩くことが出来る。駅のベンチに座る人の70%が携帯を開くとのデータもあり、携帯依存度は益々高まるばかりである。